

一般社団法人宮城県助産師会 定款

一般社団法人宮城県助産師会 細則

(平成30年4月改定)



一般社団法人宮城県助産師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県助産師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、助産師相互の親睦と職業的地位の向上を図ると共に専門的學術の研究に

つとめ、併せて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び母性保護の改善に貢献することを目的として次の事業を行う。

- 1 母子保健の普及指導に関する事業
- 2 助産業務の振興に関する事業
- 3 助産師育成に関する事業
- 4 母子保健の調査研究に関する事業
- 5 助産所経営の改善に関する事業
- 6 会員相互扶助に関する事業
- 7 母子保健事業の実施
- 8 その他目的達成上必要な事業
- 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事 とすることができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。

(理事の職務権限)

第20条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務

及び財産の 状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益

(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第31条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(残余財産の処分)

第36条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第39条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 新田 みつ子

設立時理事 石川 初枝

設立時理事 後藤 美子

設立時理事 山岸 和子

設立時理事 田村 雪子

設立時代表理事 新田 みつ子

設立時監事 後藤 あき子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第40条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 仙台市青葉区台原五丁目12番14号

氏名 新田 みつ子

2 住所 栗原市一迫字三嶋73番地1

氏名 石川 初枝

3 住所 仙台市太白区羽黒台21番8号

氏名 後藤 美子

4 住所 仙台市青葉区木町8番25号

氏名 後藤 あき子

5 住所 仙台市太白区恵和町35番28号

氏名 山岸 和子

6 住所 仙台市宮城野区宮城野三丁目5番5-505号

氏名 田村 雪子

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宮城県助産師会を設立のため、設立時社員新田みつ子外5名の定款作成代理人である司法書士鈴木利昭は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年1月15日

設立時社員 住所 仙台市青葉区台原五丁目12番14号

氏名 新田 みつ子

設立時社員 住所 栗原市一迫字三嶋73番地1

氏名 石川 初枝

設立時社員 住所 仙台市太白区羽黒台21番8号

氏名 後藤 美子

設立時社員 住所 仙台市青葉区木町8番25号

氏名 後藤 あき子

設立時社員 住所 仙台市太白区恵和町35番28号

氏名 山岸 和子

設立時社員 住所 仙台市宮城野区宮城野三丁目5番5-505号

氏名 田村 雪子

上記設立時社員6名の定款作成代理人

仙台市青葉区二日町15番7号

司法書士 鈴木 利 昭

(登録番号第386号)

一般社団法人宮城県助産師会 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人宮城県助産師会(以下、本会とする)を運営するために定める。

第2章 会員

(資格)

第2条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下法人法とする)の会員とする。

(1) 正会員 助産師の免許を有し、県内に居住又は就業しているものとする。

(2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するために入会した助産師以外の個人又は団体・企業とする。但し、政治や宗教活動に関与するものでないこと。

2 前項にかかわらず、本人の意思があれば理事会の議を経て、会員とすることができる。

3 本会に入会した正会員は、本会会員であるとともに、公益法人日本助産師会会員となる。

(入会手続き)

第3条 正会員者は、入会申込書に入会金、年度会費をそえて、会長に提出するものとする。

2 賛助会員として入会しようとする個人又は企業・団体は入会申込書に当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。次年度以降は退会の申し出がない限り、自動継続とする。

3 前項による場合、本会は理事会の審議を経て、正会員名簿に登録する。但し、会員証は公益社団法人日本助産師会とあわせた会員証を交付するものとする。賛助会員は賛助会員名簿に登録するとともに本会賛助会員に決定した事を本人及び企業・団体に通知する

(入会金および会費)

第4条 入会しようとする者は以下の金額を納入しなければならない

2 はじめて入会する場合、日本助産師会入会金、宮城県助産師会入会金、年度会費、次年度以降は日本助産師会年度会費、宮城県助産師会年度会費

3 他県から年度途中で転入してきた場合は次年度より宮城県助産師会入会金、年度会費

4 賛助会員は宮城県助産師会年度会費を毎年度初めに納入する。

納入方法は

5 入会金、年度会費の額の変更は、定時総会で決議する。

(勤務先及び住所の変更届)

第5条 会員は登録した勤務先及び住所が変更となる場合には会長に変更届を提出しなければならない。

(退会手続き)

第6条 正会員及び賛助会員は退会しようとする時、資格を失った時は、退会届に会員証を

添えて会長に届け出ること、いつでも任意に退会することができる。

- 2 有効期限の過ぎた会員証については返却を求めない。
- 3 納入した会費及び入会金は理由の如何に問わず、返金しない。

第3章 役員等

(役員)

第7条 一般社団法人宮城県助産師会理事会に次の役員をおく。

1. 代表理事を会長とする。
2. 副会長を2名おく。
3. 理事の内1名を会計とする。
4. 理事の内1名を書記とする。
5. 監事1名をおく。

(委員)

第8条 一般社団法人宮城県助産師会に以下の委員をおく。

1・3部門会長

内訳 助産所部会長・保健指導部会長・勤務部会長

2. 教育委員 2名
3. 災害対策委員 2名
4. 安全対策委員 2名
5. みやぎ子育て・女性健康支援センター運営委員 2名
6. 広報委員 2名
7. 書記補佐、会計補佐を各1名ずつおく。
8. 会計監査 2名
9. 顧問 若干名

(委員の任命)

第9条 委員は理事会の承認を得て会長が任命する。

(委員の責務)

第10条 委員は一般社団法人宮城県助産師会理事会に出席し、会務の執行のために、発言ができる。

第4章 選挙等

(役員選挙)

第11条 宮城県助産師会定款第19条に基づき理事及び監事は定時総会において正会員の中から選挙する。

(役員改選)

第12条 役員改選は年次ごと、半数ずつとする。

(役員への立候補、候補者の推薦)

第13条 立候補資格は正会員とする。

- 2 立候補しようとする会員は3月31日までに意思表示をする。
- 3 候補者を推薦する場合は予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

(投票の方法及び選挙の成立)

第14条 投票は無記名で行う。

2 候補者が定数に満たない場合は挙手で承認を得る。

(当選)

第15条 有効投票数の多数を得た順位により当選人とする。但し、投票数が同数である時は議長がくじで決する。

(選挙管理委員会)

第16条 委員は理事会の承認を得て、会長が任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任は6年までとする。

(選挙に関する規定)

第17条 選挙に関する規定は理事会において別に定める。

(日本助産師会代議員候補者、予備代議員候補者の推薦について)

第18条 日本助産師会代議員、予備代議員に立候補を希望する(自薦)会員は会長に申し出るものとする。推薦する場合は、本人の承諾を得た上で、会長に推薦する。

2 日本助産師会代議員候補者、予備代議員候補者は理事会で選任し、定時総会で承認を得る

第5章 部会・委員会

(部会)

第19条 本会に専門部会として、助産所部会、保健指導部会、勤務部会をおく。

2 専門部会の任務、構成及び運営に関する事項は、各部会で定める。

(委員会)

第20条 本会に次の委員会をおく。

- 1) 教育委員会；会員及び母子の教育研修の企画運営
- 2) 災害対策委員会；災害対策訓練、マニュアルの作成
- 3) 安全対策委員会；医療安全に関連する事業
- 4) みやぎ子育て・女性健康支援センター運営委員会
- 5) 広報委員会；機関紙発行に関連する内容

2 委員会は各委員会活動の他、それぞれの専門事項に関する調査研究、企画運営等、会長の諮問事項を審議し、その任にあたる。

(個人情報漏えいの禁止)

第21条 個人情報は特定個人情報取扱規定第7条第3項に基づき、事務取り扱い担当者は職務上知り得た個人情報・特定個人情報を漏えいしてはならない。役員・委員を退任後においても同様である。

(ア) 福利規定

(慶弔費)

第22条 この規定は社員の死亡に際して福祉に関する事項を定める。

2 福祉に関する審査は、本会理事会にて行い、代表理事がこれを決算する。

3 社員は以下の規定により給付を受ける。

・死亡の場合 弔慰金 5,000円

(イ) 補足

(細則の変更)

第23条 細則の変更は、理事会の決議により定める。

付則

この細則、第2章は、平成22年4月25日から施行する。

この細則、第3章は、平成24年4月21日から施行する。

この細則は平成25年4月20日より施行する。

この細則は平成27年4月18日より施行する。

この細則は平成30年4月21日より施行する。

